

## 第 8 期第 5 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 2 8 年 2 月 2 日 ( 火 ) 1 0 時から 1 2 時まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、中里委員、廣田委員、石塚委員、岡澤委員、太巻委員、  
浅見委員、飴谷委員、岩橋委員、加賀美委員、小室委員、中村委員、松島委員、  
若林委員、渡部委員、小泉委員、かわすみ委員、柳沢委員、坂尻委員、倉田委員、  
きみがき委員、池尻委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、高齢者支援課長、税務課長

4 傍聴人 0 人

5 議事および配布資料

諮問

- ( 1 ) 【諮問第 7 号】認知症対策事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について  
( 高齢者支援課 ) 資料 1
- ( 2 ) 【諮問第 8 号】軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について  
( 税務課 ) 資料 2

その他

6 発言内容

( 会長 ) ただ今から第 8 期第 5 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様には、寒い中またご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。  
それでは、本日の議事に入ります。本日の議題は、諮問が 2 件となっております。では、諮問第 7 号についてのご説明をお願いします。

( 高齢者支援課長 ) 認知症対策事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について資料 1 に基づき説明

( 会長 ) ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

( 委員 ) 認知症への対応は世間でも何かと騒がれていますから、システムを構築されることは大変いいことだと思います。区が講じる個人情報の保護措置として、行方不明認知症高齢者等については親族が同意した場合のみ情報共有サイトへ登録するとありますが、後々問題が尾を引くといけないので、親族の範囲をどのように考えていますか。また、身元不明認知症高齢者等については、本人が同意しない場合を除いて情報共有サイトへ登録するとありますが、このシステムに自分の情報を登録することの可否を認知症の高齢者の方が判断できるかどうかそのあたりを説明してください。

( 高齢者支援課長 ) 行方不明の高齢者等の登録の場合、親族が同意した場合のみとなっておりますし、あるいは後見人がついていれば後見人も親族の扱いになる

と考えます。親族については2親等あたりを想定していますが、運用開始前には実施手順を作成するので、その時には親族の範囲をはっきり決めたいと考えています。2点目の身元不明者の同意の部分ですが、認知症等があり自分の氏名や住所が話せない方が保護されているわけです。認知症の方でも、遠い記憶はないが今起きていることの判断はできる人もいますので、情報共有サイトについてもまずは本人の意思を確認し、はっきり断られた方については登録をしない方針です。ただし、判断できない方については、その方の利益になるために登録していきたいと考えています。

(会長) 親族がいない場合とか親族はいるが身の回りの世話をしている人がいるような場合は、親族に準じてという形で検討はされますか。それとも、そういった事態は想定されませんか。

(高齢者支援課長) 区にも一人暮らし高齢者が4万6千人おり、その中にも認知症の方もいます。親族が近くにおらずケアマネが世話をしていたり、施設に入所しているケースもあります。そのため、行方不明になった時に連絡をいただくのは、親族に限らずケアマネであったり、施設の管理者のケースもあります。親族以外の同意を認めるとなると範囲の設定が非常に難しいと思われまます。まず、今回の運用開始にあたっては親族から同意を得られた方から始めてみたい。現状の行方不明者は、ほぼ一日か二日で発見されているので、それほど影響はないと考えます。親族以外の同意については、運用していく中で必要があれば見直しをしていきたいと考えています。

(委員) 身元不明者の情報共有サイトへの登録は本人が同意しない場合を除くというのは認知症の方にとってほとんど意味がないと思います。また、保護を行った認知症の方については本人が同意するかどうかはあまり問題ではなく、このシステム自体は登録を行った方が本人のためになるわけだから、親族の範囲を広げたほうがいいと思います。もう1点、電子計算組織との結合ということですが、ここ1、2年でこのようなことが起きたわけではないでしょうから今まではどういう対応してきたのですか。それから保護した身元不明者の数はどのくらいになりますか。

(高齢者支援課長) 親族の範囲につきましては様々なご意見をいただきましたので、検討させていただきます。これまでの対応としては、平成22年度から都がこの事業を開始し、区市町村からの依頼に基づき都は行方不明者等の情報を電子メールにより全区市町村に一斉周知をしています。今回、先ほど申し上げたようなメリットもあり手間も省けるので、今のやり方を新しい方法に変えていきたい。現在は両方の方法がある状態ですが、都ではいずれ情報共有サイトのみに行きたいという考えで、都内の74%の区市町村が情報共有サイトを利用しています。区で保護している身元不明者の数は、昨年10月末で7名、高齢者と思われる方

がそのうち6名です。また6名は平成20年以降に保護した方になりますが、長い方では昭和37年に保護した方が1名います。

(委員) このサイトに登録されるのは基本的に行方不明になった方で、高齢者で認知症の方だからこの情報共有サイトに登録することはありえないですね。認知症の高齢者を世話している方がいなくなった場合には、区ではなく警察に捜索をお願いするのではないかと思います。そのときの流れはどうなっているのですか。

(高齢者支援課長) 行方不明者が発生したときには、親族や近くの方またはケアマネに警察への届け出をしていただきます。それとは別に区にもケアマネや介護事業者を通じて捜してほしいという依頼が届きます。

(委員) 行方不明者が発生した場合、その方の親族やケアマネは警察とは別に区の高齢者支援課に届けなければならない決まりがあるのですか。区は届出を受けた場合、捜しに行く組織を持っているのですか。

(高齢者支援課長) 行方不明になったときに区へ報告しなければいけないという取り決めは特にありません。ですが、区内に4つの高齢者相談センターと支所が25か所あり、日ごろから地域の高齢者の総合的な相談を受けており、認知症の方であれば何かしら地元の支所との関わりがあるので、いなくなったときに捜してほしいという話があるケースが多いということです。また、区には行方不明者を捜す部署というものはなく、高齢者相談センターに行方不明者の心当たりがないかということ、課内のシステムで情報を流しています。

(委員) 待ちの姿勢ではなく、行方不明者情報を積極的に教えてくださいという形に変えたほうがいいのではないのでしょうか。システムに登録した方が、発見は早いということもPRした方が良いと思います。個人の情報を慎重に扱われているのはいいのですが、その場合の親族との間のリスクやトラブルは最大でどのようなことを予想されていますか。

(高齢者支援課長) 行方不明になった時には区に積極的に情報を提供いただきたいというのは、その通りなので周知をしていきたいと思っています。また、親族の同意が取れた方だけにこのサイトへ登録させていただきたいと思っていますが、その方の画像・写真などたくさんの情報をサイトに登録し送受信するわけなので、事業を始めるにあたっては、慎重にやっていきたいと考えています。

(委員) 送受信する情報がもれないよう大切に扱うのはその通りと思いますが、親族との関係で生じるリスクとはどんなものですか。

(高齢者支援課長) 親族からの苦情という部分はないと思いますが、まず一つは親族の扱いをどうするかということで今もご意見をいただきましたし、個人情報や都の情報共有サイトに登録するためには同意をいただき、情報共有サイトにのせたいと考えています。

(委員) 新座市では、このような容姿の方が今行方不明になっていますというスピーカー放送が流れますが、区ではそのような放送は聞かれませんか。

行方不明の情報があっても誰が親身になって捜すのか、また警察や区の職員が大事な情報をどのように収集しているかがわかりません。実態としては誰が保護しているのか教えてください。

(高齢者支援課長)

他の自治体において、防災無線等を通じて行方不明となっている認知症高齢者の容姿等を放送で流していることは知っていますが、区では行っていません。ただ、区の事業として認知症で徘徊傾向のある高齢者を介護している家族の方に対して、GPSの端末を貸与しており、これを認知症の方の荷物に入れておき、行方不明者を捜すのに役立てるという事業は行っています。年間130件程度行方不明が発生しますが、これまではすぐに見つけることができます。区の捜し方としては、高齢者相談センターに情報を流し、そこからの情報や近隣の方からの通報があった場合に行方不明者情報と突き合わせるという対応を行っています。歩いて積極的に探し回ることにはしていません。行方不明者が発見された状況をみると、8～9割は警察で保護されています。

(委員)

情報共有サイトに登録されて対応が可能となった時に、区が把握している認知症高齢者の家族に対して、このシステムの周知はどの程度徹底されていますか。また行方不明者が発生した時の連絡先についても家族に周知していますか。

(高齢者支援課長)

現在、行方不明になった時の対応の仕方や連絡先は特段周知していません。行方不明が発生し、区直接かまたは高齢者相談センター等に通報があったときに、相談にのっています。ただ、今後さらなる高齢化にともない認知症の方も急増しますし、本日ご意見もいただいておりますので、事前に行方不明になった時の連絡先や対応の仕方を区民に周知していく必要があると考えています。

(委員)

それは、なるべく早めにわかりやすく丁寧に周知されていくことを希望します。

(委員)

一つ目は、現行の仕組みとどこが変わったのですか。現行は都からL G W A Nで受けるだけで、区からは情報は送っていないという理解でよろしいでしょうか。二つ目は、行方不明に関してはやはり警察にお世話になるので、警察と区の仕組みがどういう関係にあるのでしょうか。新しい仕組みでは、近隣市町村を含む警察からの情報がどのように入ってくるのかを教えてください。三つ目は、都と区や各自治体はL G W A Nという閉じた回線で結ばれていますが、みずほ総研のデータセンターは別にあってどういう回線になっていて、また都や各参加団体が直接インターネット回線で結ばれるのでしょうか。これまでL G W A Nできっちり守られていたものが、オープンになってしまうのではないかということについてはどう考えていますか。

(高齢者支援課長)

行方不明者のほとんどは翌々日までに発見されていますので、区としては現在までこのサイトを利用してきませんでした。今後は行方不明

者も増加していくと思いますので、この情報共有サイトを活用して迅速・効率的に身元を判明していきたい。警察との関係では、警視庁がこのサイトを閲覧できるようになっています。このシステム以外にも家族から検索願があった場合については警視庁の中で情報のやりとりはしておりますし、行方不明者の紙ベースの台帳をこれから整備して全国の警察で見ることができるようにしていくということを警視庁で考えており、その説明を受けている段階です。この情報共有サイトだけでは解決できない部分も実際にはあると思いますが、様々な方法で捜すことになると思います。

(高齢者支援課職員)

ネットワークの関係で都と他自治体はインターネット回線を活用しますが、それぞれ自治体ごとにセキュリティポリシー等がありますので、同じような仕組みを構築してファイアウォール等でセキュリティを確保していくと伺っています。今回都が共有サイトを立ち上げたのは、都からL G W A Nメールを送信するのみという現行の方法に比べれば双方向性があるので、サイトを活用することによって即時性そして効率的な対応が可能となるのではないかと考えています。

(委員)

L G W A Nはメールだけをやっているのではなく、それに対して民間はレベルを高めたアプリケーションを接続することは可能です。そういう方法はなかったのかというのは都に対して疑問に思います。先ほどの現行処理の説明では区から情報提供は行っていないという言い方でしたが、出すことは可能だが出したことがないということですね。

(高齢者支援課職員)

そうです。

(委員)

行方不明者が出た場合の支援・対応をどうするかについて課題はたくさんあると思いますが、同時に認知症高齢者の方も一人の区民として保護条例の保護を受ける主体でもあると思います。その点で気になっているので聞きます。個人情報の取得のところで、条例上個人情報の取得ができる場合が列挙されており、今回は親族が同意した場合には取得できるとなっているのですが、そこを明確にしていきたい。本人の同意ではなく、親族の同意で取得ができるという条例上の整理はどうなっているかを教えてください。

(情報公開課長)

緊急性があること、または本人が行方不明で意思を示せないという状態の中で、親族が検索依頼されたということなので、親族が検索に対して同意をされているということから情報の取得ができているものです。

(委員)

「生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」という規定を使うというように聞きましたが、警察への検索依頼が前提ではないですね。

(情報公開課長)

警察への検索依頼は前提ではありません。これはあくまで都の高齢者の情報共有サイトへの登録についてです。条例上、第8条の第4号または第5号を根拠とした情報の収集と考えています。

- (委員) 私の認識ですが、認知症の方の症状は極めて様々で、一人の個人の中でも状態は大きく変化しながら暮らしています。徘徊といわれる行動についてもそのことが当事者に持っている意味合いは様々です。そのことが本人の一切の判断能力の欠如や本当に所在不明で本人の生命等に危機が及んでいるかなどいろんなケースがありうるので、どういう条件の場合に情報を取得し、かつ外部に提供するのかということについて慎重な検討をしていただきたい。特に親族の定義についてもこれから考えるという話があったり、親族以外の方をどうするかについてもはっきりしなかったり、成年後見人がついている場合に同意を取ることかなど課題がたくさんあるようなので、そのあたりを条例の適正な運用という点で丁寧に検討していただきたい。もう一点、実際に情報が提供されて共有された後のことですが、条例上自己情報の削除や訂正を求める権利が保障されているわけです。今回、行方不明後に見つけて保護された場合、取得されたセンシティブな個人情報かどのように外部で管理されているのでしょうか。たとえば本人なり本人に代わって情報提供した親族は、都や都から提供された自治体に対しても自己情報の削除や訂正を請求することができるのかどうか、それから保護されたとしたときに一定期間を経たら必ず情報は削除されるのか、それとも積み重ねられていくのかこの点を教えてください。
- (情報公開課長) 他の自治体等に対して、自己情報の削除や訂正を請求することができるかという質問ですが、情報収集に際して条例に違反しているのであれば、自己情報の提供の中止や削除を請求することはできると理解しています。
- (委員) 区から他の自治体に転居する情報がいった後の話ですが、端末は一つに限って情報をやり取りするということですが、現実に行方不明者の捜索なり保護に生かすためには様々な機関なりに情報を共有しなければいけないと思います。そのあたりの個人情報の管理・運用はどのようになっていますか。
- (情報公開課長) 所管課からの説明にも触れておりますが、提供された情報については区でも当然のことながら個人情報保護条例や個人情報を保護するための安全措置等について様々な規定がありますが、都をはじめ他の自治体においても同様に個人情報保護条例や様々な規定によってそれぞれが個人情報をしっかり守る体制が整っておりますのでそれにそって取扱われるものと理解しています。
- (委員) 認知症高齢者の状態を考えたときに、様々な支援機関を含めたアプローチをぜひ意識していただきたいと思います。また、保護審としてはあくまで条例の適正な運用という点からいくと、認知症高齢者だからといって当事者性を失っていると一律には決して言えないので、その方たちの権利保護という視点も持っていただきたい。自分の情報が他人から家族に伝わることを嫌がります。それは程度の差こそあれ認

知症高齢者の気持ちとして必ずある側面だと思います。そういう点でもご本人の情報をどのように取得・管理し共有するかについてはぜひ慎重な配慮をお願いしたい。

(会 長)

ただいまの指摘は非常に適正な申し入れで、非常に難しい問題だと思います。本人の自分の情報をどうコントロールするかという権利をどう位置付けるかという問題と個人情報保護法上も条例上も規程がありますが、本人の生命、身体、財産を保護するためには一定の限度で本人の承諾がなくても情報が開示できるというような規定があります。本人の生命、身体を守るためと本人の自分の情報をどうコントロールするかという自己決定とのバランスの問題で非常に難しいだろうと思います。今回の諮問第7号に限らず、いろんな局面で出てくる問題だと思うので継続的に検討はしていただき、他区の現状も踏まえてできるだけ適切な運用ができるように努力していただきたいと思います。

(委員)

警視庁とリンクしていないというのは個人情報保護の問題があると思いますが、行方不明者の保護と目的が限定されているので実行性のあるシステムとするためにもぜひ情報の共有化をすることが必要だと思います。区で行方不明者を発見した後に、どうするのですか。

(高齢者支援課長)

行方不明者については、当然ながら捜していた方に引き継ぎます。

(委員)

引き取りが困難な場合の対応はどうなりますか。

(高齢者支援課長)

身元不明者については、生活保護を受給していただき、有料老人ホームや病院等で生活していただいています。身元を引き受ける人がいない場合は、継続できると考えています。

(委員)

区は面積の広さや人口数からいくと徘徊者や身元不明者の数も少なく、幸せな区かなと思います。区でも都でも連携をとって行政で一生懸命対応してくれています。そういうことを地元が知って、今度は町会などに協力体制ができて、行方不明になって歩いている人に対し声掛けをしてくれます。私たちもいつそんな状況になるかわかりませんが、高齢社会になってそのような人が多くなってきています。体も足も健康だが判断力が鈍ってしまう状況があると不特定多数でいろいろ体制を守っていますよということを区民にも知らせていきながら、区民一人一人が協力体制というものを、個人情報はどうのととかくいうという意味ではなく、みんなで守っていくという体制が自然にできるのではないかと思いますので、今初めて伺ったような話もありますので、差し支えない程度で話を広げていくのがよいのではないかと思います。

(会 長)

このシステムが適切に運用されるかどうかで区民の理解も変わってくると思いますので、くれぐれも適切な運用を厳正にしていきたいと思います。それによって当然ながら、システムが有効に機能するかどうかが決まってくると思いますので、ぜひお願いいたします。

(会長)

他にご質問ございますか。なければ諮問第7号については、原案どお

り承認ということよろしいでしょうか。

(委員一同)

<異議なし>

(会長)

では、諮問第7号については、原案どおり承認いたします。

続いて、諮問第8号に移ります。では諮問第8号についての説明をお願いいたします。

(税務課長)

軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の  
結合について資料2に基づき説明

(会長)

現行制度と並行しているののでわかりにくいのですが、今回地方税法が改正され、軽自動車の課税に関する情報が増えました。従来は課税台帳というもので管理してきましたが、課税台帳に記載されていなかった情報が今回の法改正で増えたので、それをデータでやりとりするものです。

そのように変わったということの前提でお考えいただき、ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたらどうぞ。

(委員)

J-LISに対し、利用料金は一件につき11.2円ですが、これは価格交渉の結果こうなったのか、先方の定価なのか教えてください。二点目は昨年度のベースでどのくらいの件数になりますか。新たな費用が生じますが、軽自動車所有者への何らかの転嫁があるかについて教えてください。

(税務課長)

利用料金の11.2円はJ-LISから提示された全国一律の金額です。また、平成27年4月現在の登録台数が約31,000台あります。所有者への負担転嫁は考えておりません。

(委員)

一件あたりはたいしたことはないですが、件数が多いので負担が大きくなります。それについてはしょうがないとお考えですか。

(税務課長)

申告書の内容が不鮮明なもの等があり、それについては職員が検査協会の支所まで出かけて行って情報を確認している現状で、そういった人件費的な負担は軽減が図れるものと考えています。

(委員)

所有者が提出する申告書と送られてくるデータベースとを一つ一つすり合わせるのですか。申告書の記載に不備があった場合にはデータベースと照らし合わせ、その場合本人との確認はするのですか。

(税務課長)

紙ベースのものと一緒に照合するののかという質問ですが、初年度については燃費などの必要な情報がまだ課税台帳に載っていませんので、これは全件データベースから移す作業が必要となり、その時一件一件照合します。提出された申告書に不備があったときの対応については、この事務はご本人の申告が前提となっているので、申告内容とこちらで得た情報が違う場合には確認をして是正をします。

(会長)

他にご質問ご意見ありませんでしょうか。

それでは、諮問第8号についてお諮りいたします。原案通り承認とい



うことでよろしいでしょうか。

(全委員)

<異議なし>

(会長)

案件は以上です。委員から諮問事項以外についてご意見があればお願いいたします。

(委員)

前回の保護審が昨年の5月でだいぶ間が空きました。その間、区の情報関係で結構ネットなどにも出ているのですが、一番極端なのは転入届で得た個人情報を、ラインで流した事故や税関係など様々な事故がありました。今までだと審議会で報告があり、その原因や対応策がありました。今まではそれに比べると、今回は深刻な問題だと思えます。それについて、区はどのように考えていますか。

(会長)

時間が限られているので議論が完璧にできない場合もありますが、皆さんの意見をお聞きしておりますし、皆さんも率直な意見をおっしゃっておりますので、非常にやりやすい審議会だと思っておりますのでこれからもよろしくお願ひいたします。では、情報公開課長。

(情報公開課長)

皆様方には個人情報の事故ということで続けて起きており、このことにつきましては区民の皆様のご信頼を損ねることとなり、大変申し訳なく思っております。誠に申し訳ありません。ご指摘いただいた区民事務所における事件の詳細についてはホームページ等で公表させていただいたところですが、取扱っている用紙から対象者の電話番号を写し取り電話をかけるという、あってはならない事件だと思っております。区といたしましても重大なことと考え、職員に対しても厳正な対処をさせていただきました。また他の事故につきましても、いち早くお知らせするという観点から、掲載させていただいております。ホームページだけでなく、新聞にも情報提供ということで掲載しているものもあるという状況です。区といたしましては、現在事務の見直し等を行い、事故発生ゼロを目指して努力してまいりたいと考えています。

(委員)

この審議会は何のためにあるかということ。ホームページで出して一方的に通知したからいいということではなく、どういう問題点があり現在の個人情報保護についての職員に対する周知・研修についてどうすべきかそのへんをまさにこの会議にご出席の皆様にご議論してもらいたいという意味で、なぜ議題になっていないかが不思議です。議会でも審議いただいていると思えますが、あるべき審議会でお話や相談を受けてよかったのではないかなというのが感想です。

(情報公開課長)

貴重なご意見どうもありがとうございます。まず、区では事故の発生防止に向けた取組として、個人情報保護規程、情報セキュリティポリシーやマニュアルの整備はいうまでもなく、全職員に周知するためにグループウェアの掲示板に事故の対策のためのページを掲載し、それを活用するよう促しております。また、情報セキュリティの監査も毎年定期的に行っておりますし、職員に向けた研修では昇任時の研修やEラーニング研修を使って全職員の個人情報の保護に関する研修を受

けられるよう整備しているものです。また、全庁的な注意喚起や日常事務の中で個人情報の事故を誘発する要因がないかについての再点検も行っております。

また、保護審への報告ということでございますが、これは今まで起こったことについてはホームページに掲載させていただいたということで、また時間の関係で本日の議題で報告ということになっておりませんが、区といたしましては事故・事件の内容を精査しまして保護審議会のご意見をいただきたいような重大な案件につきましては今後も報告をさせていただきたいと考えております。ただ、今起こっている状況を見ますと、一部を除いて職員のケアレスミスによるものがほとんどであることが第一点、またそのような中でご迷惑をおかけした被害者の方にも速やかに対応し、重大な事故には至ってはいないという状況です。個人情報保護審議会には、そのような形態等も踏まえまして報告させていただきたいと思っております。

(委員)

報告は、保護審の諮問案件があった時に付随して行われるもので、どんなに重要なものであっても、その件についてだけで保護審を開くことはないのかということと、Eラーニング研修は全職員のうちのどれくらいが受けたのでしょうか。昇任時の研修と言われましたが、採用時の研修等はどの段階でどの程度やっているのか教えてください。

(情報公開課長)

Eラーニング研修は、対象者のすべてが受けていると理解していますが、人数は手持ち資料がないので把握していません。個人情報保護の研修については、非常に重要なことですから採用時の研修でも行っています。保護審への報告についてですが、重大な案件については諮問案件がないときでも開かせていただくということも考えています。ただ、私どもとしては皆様お忙しい中で時間を割いてご出席いただいておりますので、これまでも諮問案件があるときにあわせて開催してまいりましたので、基本はそのように取扱わせていただきたいと思います。

(会長)

不祥事というのは、真相が明らかになれば現場がダメージを受けるということもあって、本当の真相をあぶりだすというのは結構難しいものです。人間は保身があるので、当たり障りのないような原因究明で終わってしまうのではないかと思います。皆さん委員の方もどこまで原因究明がされたのかについてはある程度やっぱり知りたいと思うのが一つと、また原因に対してどういう対策を講じたか。一般的にこういう問題があった場合はこうした対策を講じるという一般的な対策もあると思いますが、事案に応じた具体的な特別な対策も多分あるのだと思います。そのあたりのところを委員の皆様の知恵を拝借してできるだけ安全な、100%に近い対策がとれれば審議会の存在意義が高まってくると思います。不幸にして案件が起こってしまった場合、少なくとも迅速な原因究明とそれに対する対策を知恵を絞ってきちんとした

形で構築していきたいというのが委員の皆様の考えだと思いますので、大変な作業でしょうがそういう観点で各所管はぜひ頑張ってください。

(委員) なぜ今日2月2日が第5回の個人情報保護審議会になったのかということ。昨年5月に第4回が開催された時に、次の開催予定を9月ごろにという話であり、実際に今回の諮問案件ならば昨年の秋に開けたのではないかと思います。延期になった理由を教えてください。

(情報公開課長) 諮問案件については年に3回ないし4回、全庁に向けて調査します。その調査の中で、保護審議会に諮問したい案件が上がってきたときに皆様にお集まりいただき、昨年5月に開いたという状況です。前回開いた状況では諮問案件が上がってくる予定でしたが、この時点で事業内容が固まらなかったため延期となりました。従って昨年5月以後は開かれませんでした。そして今回諮問案件2件について皆様にお集まりいただいた次第です。

(委員) それでは1件でも審議会は開催するということですか。

(情報公開課長) 1件でも開催します。

(会長) 諮問案件があればその都度やるということですか。

(情報公開課長) 開催する時期はだいたい決まっていますが、それを踏まえてその時期に1件でも諮問案件があれば開催します。

(会長) 他に質問ありませんでしょうか。

事務局からありますか。

(情報公開課長) マイナンバー導入にともない、実施状況についてご連絡いたします。本年度の第三者点検は、7月6日に個人住民税の賦課・徴収、8月17日に児童手当の支給、介護保険、予防接種、国民健康保険・後期高齢者医療制度、国民年金、1月25日には再度の個人住民税の賦課徴収の各事務に関する第三者点検を実施しました。おかげさまで、国の個人情報保護委員会へ評価書の提出をさせていただきました。このことにつきましては、昨年度実施しました住民台帳基本事務の点検と同様に今年の5月に予定している運用状況報告にあわせて報告させていただく予定でございます。また、本日をもちまして第8期が終わりになりますので、事務局を代表し総務部長よりご挨拶をさせていただきたいと思っております。

(総務部長) 本日は全委員の方にお集まりいただきました。今期は回数が少なくいろいろなご指摘等をいただいたところであります。ご案内のとおり、区は今、区長を先頭に区政改革を進めております。先ほどのご意見も私も職員への厳しいご指摘と同時にそのような方向で区政改革をしるというご叱咤とうけたまわったところです。個人情報の保護については区民の皆様に変なご心配をかける事態が続出しております。ただ、決してシステムの・構造的に欠陥があるというのではなく、職員個人の非常に申し訳ない事態あるいは極めて日常的なケアレスミスの事案

でした。そういう意味では日頃の心構えから見直さなければいけない  
ということです。前川区長になり、区で起こる事件についてはすべて  
新聞・ホームページ等に公開しております。これは区の新しい姿勢で  
るので、どうかこの姿勢で区が取り組んでいることは委員の皆様にご理  
解いただければと思っております。第8期の最後に皆様方から多数の  
ご意見をいただきました。事務局でしっかりと受け止めさせていただ  
き、また次回に生かさせていただきたいと思っております。ありがとうござ  
いました。

(会長)

本日の予定は以上でございます。第8期の審議会は本日が最後となり  
ます。皆様にはご協力いただきましてどうもありがとうございました。  
では本日の審議は終わります。お疲れ様でした。